

社会保険労務士法人 カノン
医療労務コンサルタント
特定社会保険労務士 菅野 忠幸

医師の働き方改革を進める 医療機関の現状と課題

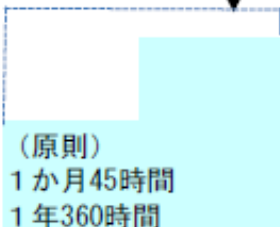
当院は関係ないと思っていないですか？

医師の時間外労働規制について

一般則

(例外)
 ・年720時間
 ・複数月平均80時間
 (休日労働含む)
 ・月100時間未満
 (休日労働含む)
 年間6か月まで

時間外労働の上限



※この(原則)については医師も同様。

2024年4月～

年1,860時間／月100時間未満 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む
 年1,860時間／月100時間未満 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む
 ⇒将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間未満 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む

A : 診療従事勤務医に2024年度以降適用される水準

連携B
 例水準
 (医療機関を指定)

B
 地域医療確保暫定特

C-1
 集中的技能向上水準
 (医療機関を指定)

C-2

C-1 : 臨床研修医・専攻医が、研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を修得する際に適用
 ※本人がプログラムを選択
 C-2 : 医籍登録後の臨床従事6年目以降の者が、高度技能の育成が公益上必要な分野について、指定された医療機関で診療に従事する際に適用
 ※本人の発意により計画を作成し、医療機関が審査組織に承認申請

将来
 (暫定特例水準の解消 (= 2035年度末を目標) 後)

将来に向けて縮減方向

年960時間／月100時間 (例外あり)
 ※いずれも休日労働含む



※連携Bの場合は、個々の医療機関における時間外・休日労働の上限は年960時間以下。

月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

追加的健康確保措置

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)
 ※臨床研修医については連続勤務時間制限を強化して徹底

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (努力義務)

※実際に定める36協定の上限時間数が一般則を超えない場合を除く。

連続勤務時間制限28時間・勤務間インターバル9時間の確保・代償休息のセット (義務)

※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

概要

1つの医療機関内	医療機関に必要な指定	36協定で締結できる時間外労働の上限（一般則）	医師に適用される水準	
			36協定で定めることができる時間	実際に働くことができる時間
A水準の業務に従事する医師	—	【原則】 月45時間、 年360時間	年960時間以下	年960時間以下
地域医療確保のために派遣され、通算で長時間労働が必要となる医師	連携 B	【臨時的な特別の事情で労使合意の場合】 年720時間、複数 月平均80時間以内（休日労働を含む）、月100時間未満（休日労働を含む） （月45時間を超えることができるのは、年間6か月まで）	年960時間以下	年1,860時間以下
B水準の業務に従事し、長時間労働が必要となる医師	B		年1,860時間以下	年1,860時間以下
長時間、集中的に経験を積む必要のある研修医	C-1		年1,860時間以下	年1,860時間以下
特定の高度な技能の修得のため集中的に長時間修得する必要のある医師	C-2		年1,860時間以下	年1,860時間以下

○ A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、**指定される事由となった業務に従事する医師にのみ適用される。**

○ 医師ごとに異なる水準を適用させるためには、**それぞれの水準についての指定を受ける必要がある。**

具体的に

現状分析

医師の労働時間の把握は客観的な方法となっているか

兼業・副業先の労働時間の把握

自己研鑽についての把握

宿日直許可の実態確認

年間の時間外・休日労働時間が960hを超える医師がいるか

(うち1,860hを超える医師はいるか)

連続勤務時間制限の履行状況

勤務間インターバルの履行状況

代償休息の実施状況

タスク・シフト／シェアが可能な業務、シフト先職種への整理

具体的に

取組の実施

自己研鑽・代償休息のルール化

医師(特にB、連携B及びC水準適用医師)から意見をくみ取る仕組みづくり

安全衛生委員会の専門家参加(社会保険労務士等)による運営

健康診断の結果による追加検査や再受診が必要とされた場合の受診勧奨、またその結果のフォロー

副業・兼業先の労働時間を含めた勤務計画作成

宿日直の時間の適切な取り扱いを行った上での勤務計画作成

連続勤務時間の制限を意識した勤務計画の作成

勤務間インターバルを意識した勤務計画の作成

タスク・シフト/シェアにおける医師の労働時間短縮に効果的な事項等の業務移行

医師が働きやすい子育て支援環境の整備

具体的に

その他の取り組み

- 営業時間外の病状説明の原則廃止
- 外来診療科の制限や時間短縮など
- 周辺医療機関への周知と連携
- 患者・地域への周知・理解促進
- 患者に理解を求める必要がある内容を掲示やホームページ等で周知



気軽に相談できる かかりつけ医をもちましょう！

体調に不安を感じたら…

まずはかかりつけ医へ相談



「かかりつけ医」
ってなに？

Click



「かかりつけ医」の
見つけ方・探し方

Click

休日・夜間／緊急の電話窓口



子どもの症状は
#8000

Click



大人の症状は
#7119

Click



こんな時は
迷わず
119へ

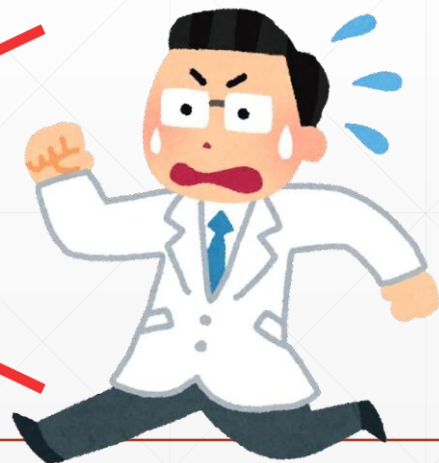
Click

※一部地域限定。詳細はこちら

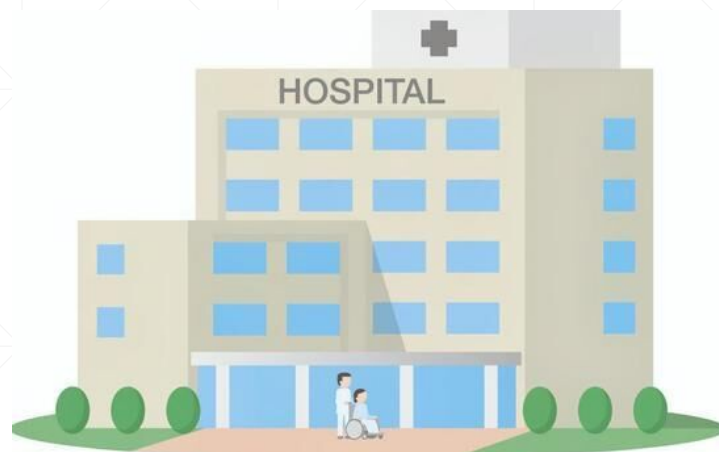
受賞者インタビューも掲載中！

皆様へのお願い

宿日直許可の 再チェック



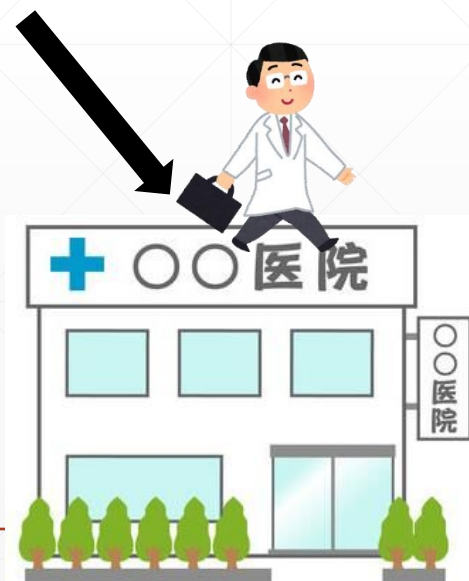
皆様へのお願い



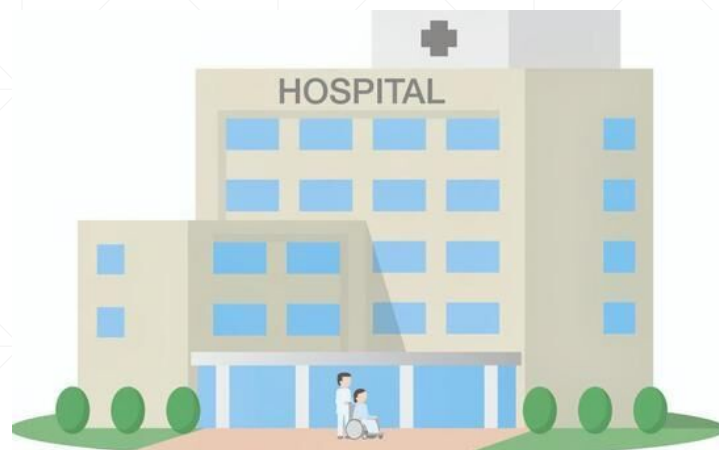
県内の状況：

宿日直許可申請について、各医療機関で
取得が進んでいます。

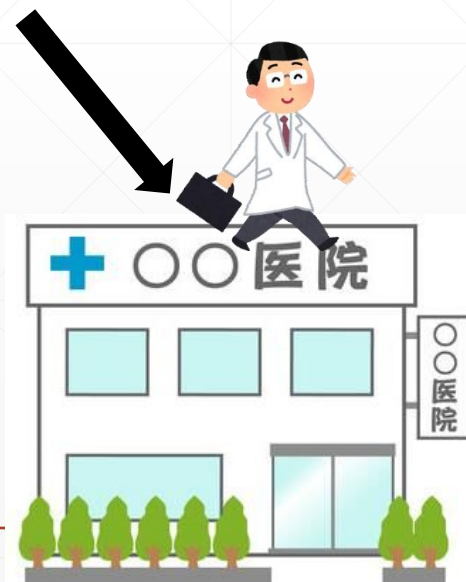
例えば、大病院で勤務する医師が、掛け持ちで他の医療機関で働いている場合



皆様へのお願い



元々、
労働時間は
通算される。



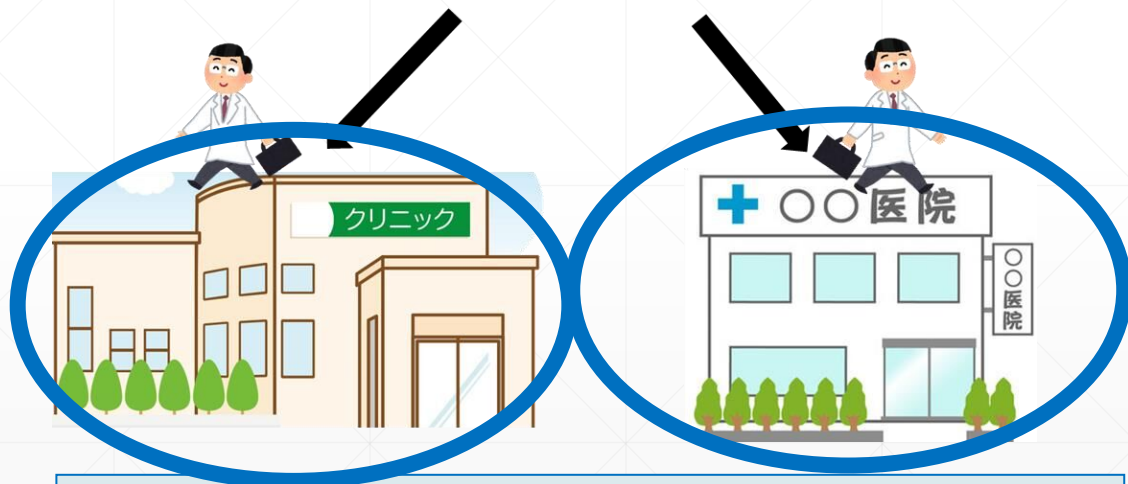
皆様へのお願い

元々、
労働時間は
通算される。

医師の時間外労働
の上限規制が
スタート



皆様へのお願い



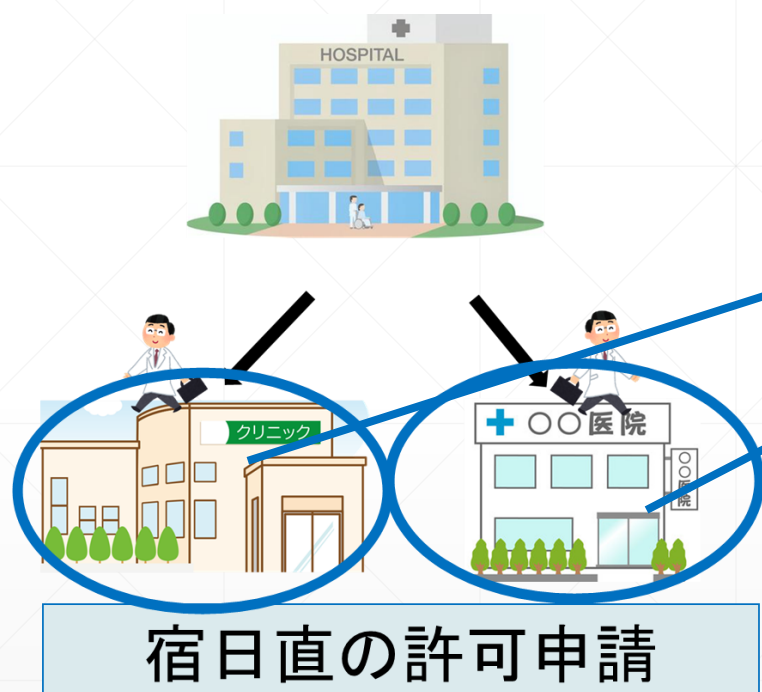
宿日直の許可申請

元々、
労働時間は
通算される。

医師の時間外労働
の上限規制が
スタート



皆様へのお願い



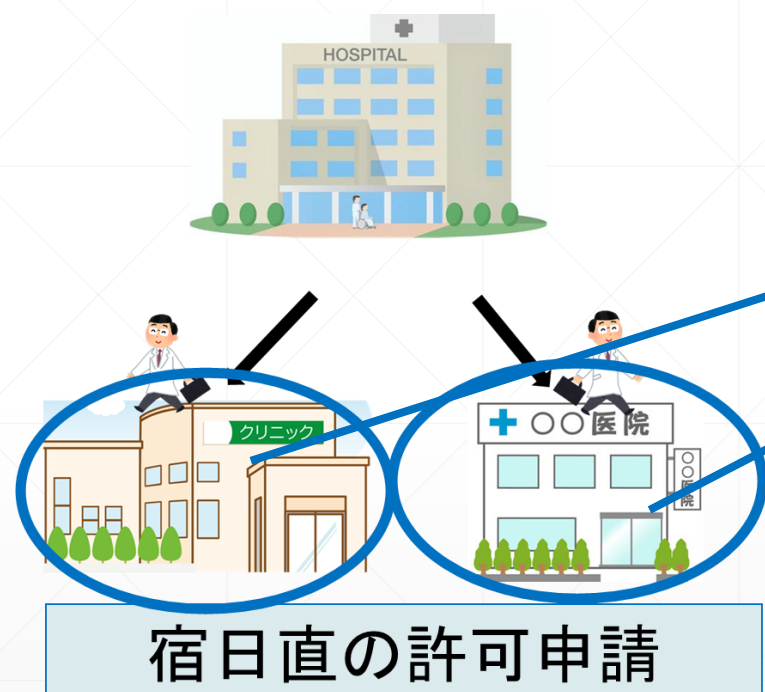
労働基準監督署に
申請する

労働基準監督官に
よる実地調査、

許可書が交付



皆様へのお願い



医療機関の皆様
勤務環境改善についてお知りことはありませんか？

令和4年度
大分労働局 委託事業
大分医療労務
管理相談室

相談
無料

必ず専門家(社会保険労務士/中小企業診断士)に相談！

労務管理に関する相談、給与・福利厚生に関する相談、労務管理に関する相談、労務管理に関する相談、労務管理に関する相談

医療機関の
労務管理の
専門家にご相談ください

大分医療労務管理相談室
TEL: 097-589-8591
FAX: 097-589-8592

大分医療労務管理相談室
〒870-0028
大分県大分市新町8-14
持永ビル202
TEL 097-589-8591
FAX 097-589-8592
oita@task-iryo.com



断続的な宿直又は日直勤務許可申請書 (記載例)

様式第10号 (第23条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
医療業		医療法人厚生労働病院		東京都千代田区… (TEL:〇〇〇)	
宿直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の宿直回数	1回の宿直手当
	8人	1人	午後6時00分から翌午前8時45分まで	週1回	20,000円
	就寝設備	専用の宿直室: 1人部屋: 約10㎡: ベッド (掛布団等寝具付・寝具予備有)、冷暖房、TV			
	勤務の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・1回約20分の定期回診 (病室を巡回。1回の宿直勤務で2回程度、発熱診察等を行う場合がある。) ・入院患者の容体急変に備えた病棟管理 (診察を要する頻度は1回1件程度 (1件約10~20分程度)) 			
日直	総員数	1回の日直員数	日直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の日直回数	1回の日直手当
	8人	1人	自 午前9時00分 から 至 午後5時00分 まで	月1回	20,000円
	勤務の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・1回約20分の定期回診 (病室を巡回。1回の宿直勤務で2回程度、発熱診察等を行う場合がある。) ・入院患者の容体急変に備えた病棟管理 (診察を要する頻度は1回1件程度 (1件約10~20分程度)) 			

令和4年4月1日

職名 医療法人厚生労働病院長
使用者 氏名 厚生 太郎

〇〇労働基準監督署長 殿

予想される宿日直許可申請の問題点

うちは大丈夫の誤解

- ① 当直と宿直の違い
- ② その許可の該当は本当に医師？
- ③ 社労士・弁護士に任せているから大丈夫
- ④ 宿直の回数は問題ない？
- ⑤ 宿直は9時間で許可とれてますか？



予想される宿日直許可申請の問題点

うちは大丈夫の誤解

① 当直と宿直の違い



労働基準法第41条第3号

断続的業務として労働基準監督署長の許可を受けたものは、労働基準法上の労働時間規制が適用されないと定められています。

医療法第十六条

「医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならぬ」



予想される宿日直許可申請の問題点

労働基準法第41条第3号

○労働密度がまばらであり、労働時間規制を適用しなくとも必ずしも労働者保護に欠けることのない一定の断続的労働に従事するものについて、労働基準法上、労働基準監督署長の許可を受けた場合に労働時間規制を適用除外している。

○「断続的労働」の一態様で、「宿直又は日直の勤務で断続的な業務」については、所定労働時間外又は休日における勤務であって、労働者の本来の業務は処理せず、構内巡視、文書・電話の收受又は非常事態に備えて待機するもので、常態としてほとんど労働する必要のない勤務を許可の対象としている。



医療法（昭和23年法律第205号）第16条

○「医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない」とされている。

○宿直は、一般的に外来診療を行っていない時間帯に、医師等が入院患者の病状の急変に対処するため医療機関内に拘束され待機している状態をいい、このような待機時間も一般的には労働基準法上の労働時間となる。

予想される宿日直許可申請の問題点

うちは大丈夫の誤解

② その許可の該当は本当に医師？



断続的な宿直又は日直勤務許可申請書（記載例）

様式第10号（第23条関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
医療業		医療法人厚生労働病院		東京都千代田区… (TEL: 〇〇〇)	
宿直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の宿直回数	1回の宿直手当
	8人	1人	午後6時00分から翌午前8時45分まで	週1回	20,000円
	就寝設備	専用の宿直室：1人部屋：約10㎡；ベッド（掛布団等寝具付・寝具予備有）、冷暖房、TV			
勤務の態様	・1回約20分の定期回診（病室を巡回。1回の宿直勤務で2回程度、発熱診察等を行う場合がある。） ・入院患者の容体急変に備えた病棟管理（診察を要する頻度は1回1件程度（1件約10～20分程度）				
日直	総員数	1回の日直員数	日直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の日直回数	1回の日直手当
	8人	1人	自午前9時00分から午後5時00分まで	月1回	20,000円
	勤務の態様	・1回約20分の定期回診（病室を巡回。1回の宿直勤務で2回程度、発熱診察等を行う場合がある。） ・入院患者の容体急変に備えた病棟管理（診察を要する頻度は1回1件程度（1件約10～20分程度）			

令和4年4月1日

職名 医療法人厚生労働病院長
使用者 氏名 厚生 太郎

〇〇労働基準監督署長 殿



予想される宿日直許可申請の問題点

うちは大丈夫の誤解

③ 社労士・弁護士に任せているから大丈夫



断続的な宿直又は日直勤務許可申請書 (記載例)

様式第10号 (第23条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地	
医療業		医療法人厚生労働病院		東京都千代田区… (TEL: 〇〇〇)	
宿直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の宿直回数	1回の宿直手当
	8人	1人	午後6時00分 から 翌午前8時45分 まで	週1回	20,000円
	就寝設備	専用の宿直室: 1人部屋: 約10㎡: ベッド (掛布団等寝具付・寝具予備有)、冷暖房、TV			
勤務の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・1回約20分の定期回診 (病室を巡回。1回の宿直勤務で2回程度、発熱診察等を行う場合がある。) ・入院患者の容体急変に備えた病棟管理 (診察を要する頻度は1回1件程度 (1件約10~20分程度)) 				
日直	総員数	1日の日直員数	日直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の日直回数	1日の日直手当
	8人	1人	自 午前9時00分 から 午後5時00分 まで	月1回	20,000円
	勤務の態様	<ul style="list-style-type: none"> ・1回約20分の定期回診 (病室を巡回。1回の宿直勤務で2回程度、発熱診察等を行う場合がある。) ・入院患者の容体急変に備えた病棟管理 (診察を要する頻度は1回1件程度 (1件約10~20分程度)) 			

令和4年4月1日

職名 医療法人厚生労働病院長
使用者 氏名 厚生 太郎

〇〇労働基準監督署長 殿

予想される宿日直許可申請の問題点

うちは大丈夫の誤解

④ 宿直の回数は問題ない？



断続的な宿直又は日直勤務許可申請書（記載例）

様式第10号（第23条関係）

事業の種類	事業の名称		事業の所在地		
医療業	医療法人厚生労働病院		東京都千代田区… (TEL: 〇〇〇)		
宿直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の宿直回数	1回の宿直手当
	8人	1人	午後6時00分から翌午前8時45分まで	週1回	20,000円
	就寝設備	専用の宿直室: 1人部屋: 約10㎡: ベッド (掛布団等寝具付・寝具予備有)、冷暖房、TV			
勤務の態様	・1回約20分の定期回診 (病室を巡回。1回の宿直勤務で2回程度、発熱診察等を行う場合がある。) ・入院患者の容体急変に備えた病棟管理 (診察を要する頻度は1回1件程度 (1件約10~20分程度))				
日直	総員数	1回の日直員数	日直勤務の開始及び終了時刻	一定期間における1人の日直回数	1回の日直手当
	8人	1人	自午前9時00分から午後5時00分まで	月1回	20,000円
	勤務の態様	・1回約20分の定期回診 (病室を巡回。1回の宿直勤務で2回程度、発熱診察等を行う場合がある。) ・入院患者の容体急変に備えた病棟管理 (診察を要する頻度は1回1件程度 (1件約10~20分程度))			

令和4年4月1日

職名 医療法人厚生労働病院長
使用者 氏名 厚生 太郎

〇〇労働基準監督署長 殿

予想される宿日直許可申請の問題点

うちは大丈夫の誤解

⑤ 宿直は9時間で許可とれてますか？



勤務間インターバルの考え方



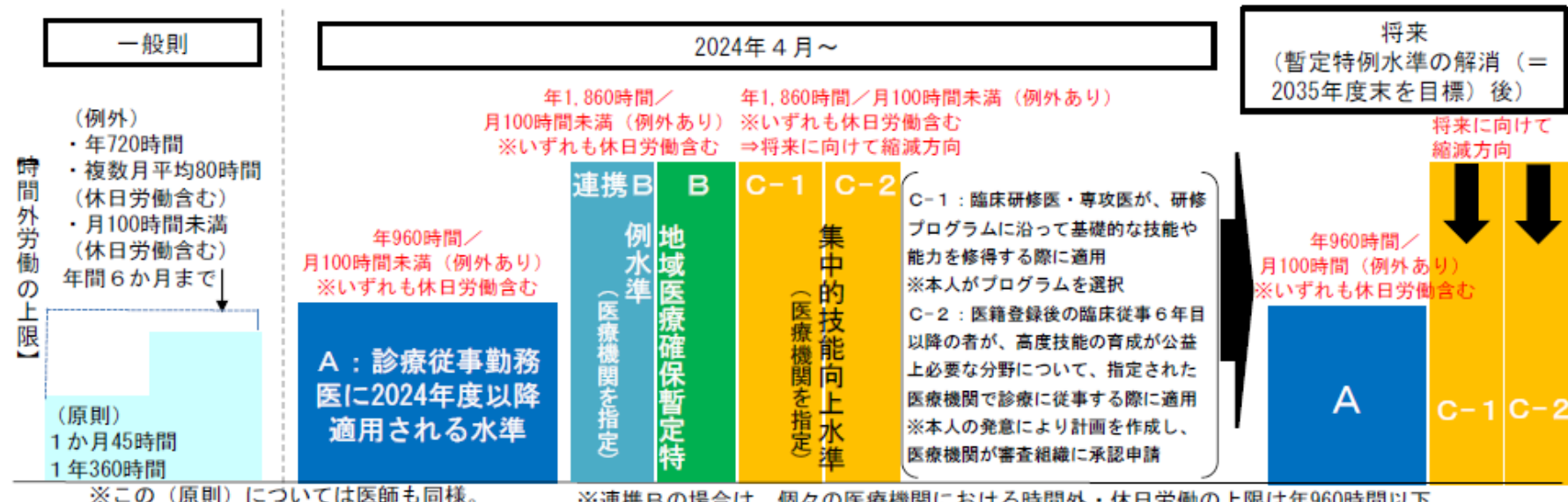
皆様へのお願い

勤務間インターバル



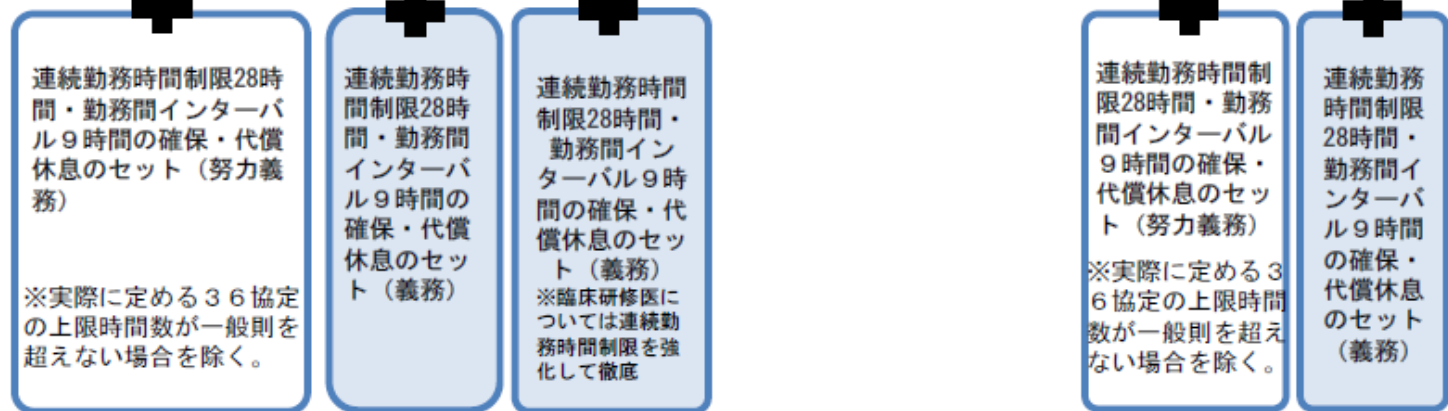
勤務間インターバル

医師の時間外労働規制について



月の上限を超える場合の面接指導と就業上の措置

追加的健康確保措置



※あわせて月155時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。



勤務間インターバル

【1. 基本的なルール】

○連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制は、原則として次の2種類が設けられている（C-1水準が適用される臨床研修医を除く）。

- ① 始業から**24時間以内に9時間の連続した休息时间**（15時間の連続勤務時間制限）：通常の**日勤及び宿日直許可のある宿日直**に従事する場合（←こちらが基本）
- ② 始業から**46時間以内に18時間の連続した休息时间**（28時間の連続勤務時間制限）：**宿日直許可のない宿日直**に従事する場合

○確実に休息を確保する観点から、**9時間又は18時間の連続した休息时间**は、事前に**勤務シフト等で予定されたもの**であることを原則とする。



勤務間インターバル

図1:通常の目録

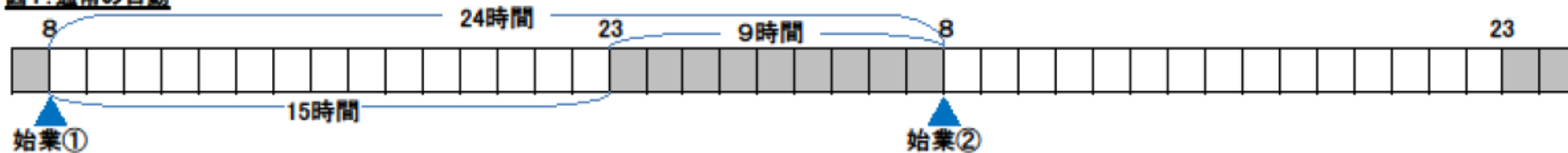


図2:宿日直許可のある宿日直に従事する場合

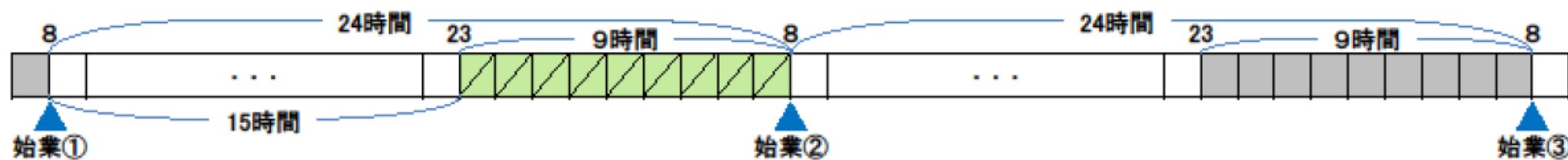
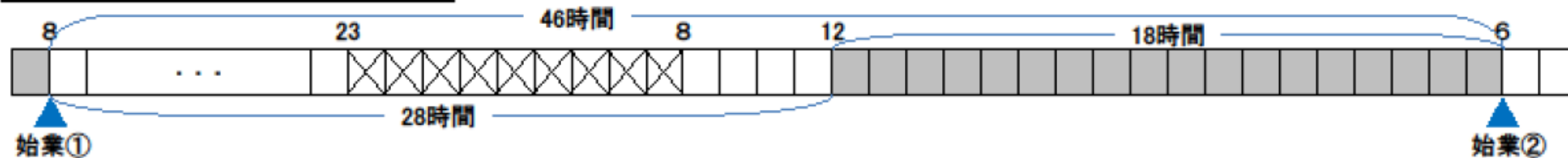


図3:宿日直許可のない宿日直に従事する場合



(凡例) □ : 労働時間 ■ : 休息時間 ▨ : 宿日直許可のある宿日直の時間 ⊠ : 宿日直許可のない宿日直の時間



勤務間インターバル

図1

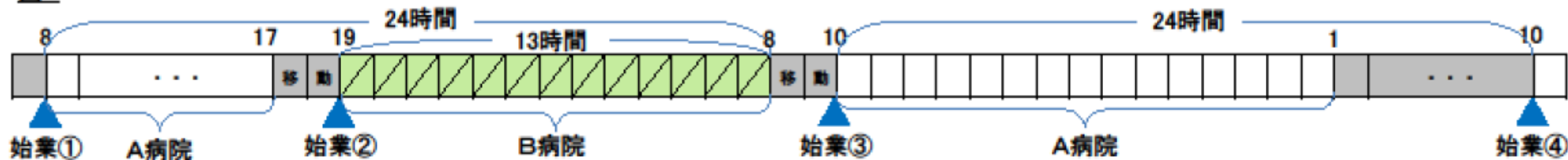
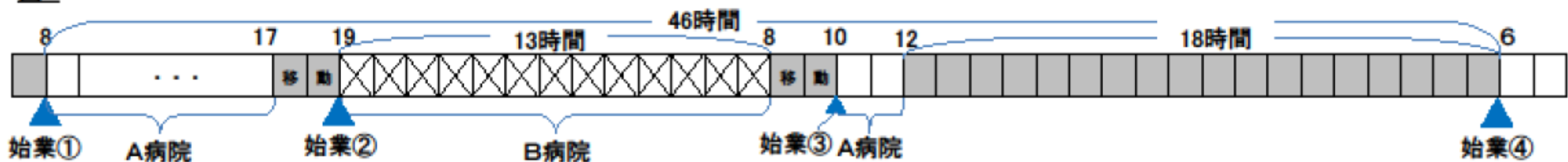


図2



皆様へのお願い

サイト内検索 文字サイズ **標準** 拡大 [勤改センター一覧 >](#)

サイトマップ

勤務環境の改善について [取り組み事例・提案の紹介](#) [役に立つ情報](#) [その他](#)

医療機関の勤務環境の改善に役立つ:

いきサポでは、各種情報や医療機関の取り組み事例を紹介しています。

医師の働き方改革を学ぶのが初めての方はこちら [>](#)

イベント開催案内 [>](#)

皆様へのお願い

県内の状況：宿日直許可申請について、各医療機関で取得が進んでいます。

注意点：勤務間インターバルの関係で連続する時間数に注意。

※ 宿日直について連続9時間が努力しても取れない場合の注意点

専門家による無料相談 申込票

大分医療労務管理相談室 宛

E-Mailの方は、oita@task-iryo.com へ下記内容をお送りください。



097-589-8592

申込日： 年 月 日

医療機関名			
職員数	名 (うち 非正規雇用労働者 名)		
住 所	〒 -		
担当者部署 / 役職	/	担当者氏名	
電話番号	() -		
メールアドレス	@		
相談希望日時	<input type="checkbox"/> 希望日時がある場合 第1希望 月 日 / 時から 第2希望 月 日 / 時から 第3希望 月 日 / 時から	<input type="checkbox"/> 電話で調整を希望	
相談方法 (複数に○)	医療機関への訪問 ・ オンライン相談 ・ 相談室への来所		
相談内容 (ご希望内容にチェック)	<input type="checkbox"/> 勤務環境改善で何から手をつけたらよいか分からない <input type="checkbox"/> 育児・介護支援 <input type="checkbox"/> キャリア形成・働きがい <input type="checkbox"/> 人材採用・人材確保 <input type="checkbox"/> 人材育成・教育訓練 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是非 <input type="checkbox"/> 有給休暇の取得義務化への対応 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 医療勤務環境改善マネジメントシステムについて <input type="checkbox"/> 補助金・助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> 社員定着(退職防止) <input type="checkbox"/> 給与体系・賃金制度(評価制度) <input type="checkbox"/> 労働時間管理(時間外労働・宿日直 他) <input type="checkbox"/> 36協定、就業規則見直し <input type="checkbox"/> 外国人の就労・受け入れ		
	<input type="checkbox"/> その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください		

※ご記入いただいた個人情報は当相談室が厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

Q & A よくある質問

Q 相談はどこにすればいいですか？	A 下記の電話番号にお気軽にご連絡ください。	Q 専門アドバイザーや講師の派遣に費用はかかりますか？	A 無料です。
Q 相談に費用はかかりますか？	A 無料です。	Q アドバイザーは、どのような人ですか？	A 社会保険労務士です。
		Q 相談をきっかけとして行政指導されませんか？	A 行政指導のために使用されることはありません。

相談・講師派遣
無料

医療勤務環境改善支援センター

(大分医療労務管理相談室のご案内)

医療機関の皆様

勤務環境改善について
お困りごとはありませんか？



まずは専門家に相談!!

- 同一労働 同一賃金
- 働き方改革 宿日直対応
- 助成金

- 36協定
- 育児・介護 支援
- 就業規則の 見直し

当相談室では医師・看護師等の離職防止・定着促進を図ることを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートするため、医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士等)を無料で派遣し、多様なニーズに対し、支援を行っています。

医療労務管理相談コーナーの活用事例

アドバイザー訪問支援

医療期間の具体的な課題や相談項目に、訪問してアドバイス実施

- 医師の働き方改革に係る取組を支援してほしい(時短計画の作成/宿日直許可申請等)
- 時間外労働の削減に取り組みたい
- 人材確保、職員の定着(離職防止)など

電話による相談

労務管理などの電話による相談の実施

- 36協定について教えてほしい
- 助成金等の活用について知りたいなど

気軽に相談できるのがうれしい!

派遣講師による講習・勉強会

例えば、労務管理に関する院内講座の実施

- 労働関係の法令等に関する解説(労働時間管理の取組方法等)
- 仕事と子育ての両立支援
- メンタルヘルス対策
- ハラスメント対策など

POINT!! 医療労務管理アドバイザーによる支援

2024年4月以降に、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師(連携B・B・C水準の適用医師)のみにとなります。

大分医療労務管理相談室 (平日9:00~17:00 ※土日祝日を除く)

☎ 097-589-8591

〒870-0028 大分市新町8-14 持永ビル202

FAX : 097-589-8592

✉ oita@task-iryo.com

ご質問・お問い合わせはお気軽にどうぞ!

中国URL <https://forms.gle/XeeMzT86NvddBQvt9>

お問い合わせ先

受託機関 / 株式会社タスクールPlus
〒870-0028 大分県大分市新町8-14 持永ビル202
☎ 097-589-8591 ☎ 097-589-8592

ウェブサイト 大分医療労務管理相談室
✉ oita@task-iryo.com

